

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和 5 年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 16 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり改定することとします。（第 2 条関係）

		区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	増減
程を 含む。 ） 育学校 の前期 課	小学校 （義務 教	校長および教員	4,910人	4,976人	66人
		養護教員	234人	234人	0人
		栄養教諭および学校栄養職員	53人	53人	0人
		事務職員	263人	267人	4人
		計	5,460人	5,530人	70人
程を 含む。 ） 育学校 の後期 課	中学校 （義務 教	校長および教員	2,771人	2,814人	43人
		養護教員	107人	107人	0人
		栄養教諭および学校栄養職員	20人	20人	0人
		事務職員	123人	124人	1人
		計	3,021人	3,065人	44人
計		校長および教員	7,681人	7,790人	109人
		養護教員	341人	341人	0人
		栄養教諭および学校栄養職員	73人	73人	0人
		事務職員	386人	391人	5人
		合計	8,481人	8,595人	114人

(2) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧			新		
第1条 省略			第1条 省略		
第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	区分	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
校長および教員	4,910人	2,771人	校長および教員	4,976人	2,814人
養護教員	234人	107人	養護教員	234人	107人
栄養教諭および学校栄養職員	53人	20人	栄養教諭および学校栄養職員	53人	20人
事務職員	263人	123人	事務職員	267人	124人
計	5,460人	3,021人	計	5,530人	3,065人
合計	8,481人		合計	8,595人	
2 省略			2 省略		
付則 省略			付則 省略		